

イエメン古代史—7—  
カタバーン王朝の首都

(P.175)カタバーン王朝の最初の首都はタムナウであった。そして最近になり、カハラーンもしくはバハジャル・カハラーンと言う都市の名前で知られるようになった。そしてハジャルと言う単語の意味は、南アラビアの方言では都市であった。そしてハカラと言う言葉も用いられている可能性もある。例えばその中には、アルハダーにおけるヒムヤル系のハカル・アンス等がある。一方今日では、既にアルハジャルもしくはアルアハジャルは、イエメンにおいては幾つかの場所に対しての名称そのものとなっている。そして例えばその中には、サラ州におけるアルアハジャルであるとか、アルハダー州やその他におけるアルハジャル行政区等である。

(P.176)そして紀元前 1100 年にカタバーン王朝の首都カハラーンの都市が建設された。そしてフォン・ワッツマン（注：35）が見做しているところによるとその（都市）は紀元前 90—100 頃に消失した。そしてこの事はカタバーン王朝の王シャハル・ヒラル・ヤフカビドの時代のことであり、独立ハドラマウト国以前の事であった。

（注：35）：「古代イエメン史」P.43 では、バファキーヒ（が述べている）。

そして首都はフライブもしくはハジャル（ハのスペルが違うものもある）（注：36）・ブン・ハミード、ワーディー・バイハーンにあるザート・ガイラムへと移行した。

（注：36）：雑誌「ライダーン」第1巻P.77には、ハジャル・ブン・ハミード・ビザート・ガイラムと名付けられている。

そして既にウエンデル・フィリップス（注：37）はカハラーンの都市の廃墟の広場を描写して、次の様に言った。「ハジャル・カハラーンとして知られる、土砂や砂の巨大な丘に対して、私の関心の興奮が存在する程の能力を未だに私の心の中に見出したことなどなかった。そしてこの丘はかつて大きな都市であった廃墟と匹敵するものであった。その距離は縦半マイル、横千フィートに及ぶものであった。そして60フェッターンに近い面積を被っていた」。

（注：37）：彼の著書「バルキースの宝物」P.13

そしてタムナウ（もしくは）ハジャル・カハラーン（注：38）の都市はベリーニー（注：39）がタムナウの都市に言及した様に、バイハーンから北方17マイルの距離にある。

（注：38）：「バルキースの宝物」P.51

(注：39)：「古代イエメン史」 P.41 では、バファキーヒ（が述べている）。

そこで彼は「そこには 65 もの寺院がある。そしてこの事が我々にその広大さを想像させる」と言っている。

タムナウはワーディー・バイハーンにおいて、古代その肥沃さと庭園と農地の多さで知られた地域に位置していた。そしてこの地域において今日まで灌漑システムの痕跡が未だに存在している。

同様にウエンデル・フィリップスは、カタバーン王朝の人々が建設したそれらの灌漑水路の一つを描写した。(P.177)それはワーディー・バイハーンにおける農作地の灌漑システムと排水の為のものであった。(注：40) 彼は次の様に言った。「このことは、既にバイハーンにおける彼の調査団のメンバーの一人であるデックが、主たる灌漑水路の痕跡を辿ることが出来たのであったが、カタバーン王朝の時代に、バイハーン・アルカスバの都市からハジャラ・ブン・ハミードの北方 5 マイルへと延びていた。そしてその延長は凡そ 15 マイルに達している」。

(注：40)：「バルキースの宝物」 P.140

そしてこれは古代以来、大量の降雨の後、ワーディ（涸れ川）の支流からの噴流を調整して来た幾多の灌漑用水の一つであった。同様に岩によって建設された貯水池を彼は発見している。そして岩の間には、漏水を防ぐある種のセメントがあったのである。その通り、セメントなのである。そしてそれはアラビア半島の南部において初めて存在したものであった。そしてそれらの貯水池には、水の奔流をコントロールする為に、技巧的に細工が施された水門があった。

これら全てに付け加え、フーニー・マンは幾多の排水溝を見付けている。それらは分水されそして様々な方向に延びて行くものであり、畑に水を運ぶことを意図していた。

それは灌漑用の水路であった。そしてそれによって、ハジャラ・ブン・ハミードの人々は水路による灌漑システムそして増水の排水システムも同様に知り、卓越したのであった。

そしてカタバーン王朝の文明の絶頂期に、ワーディー・バイハーンは日影が広がっている天国であった筈である、と我々は言わなければならない。穀物そして野菜、果実の潤沢な量が生み出されていた。その事は発見された灌漑用水路が領域の広大な面積を灌漑するのに十分であったからである。そしてそれは素晴らしい技巧と工学で整えられていた。そして我々は古い排水溝の 1 つ上で発見された刻文から非常に正確にこのシステム構築の日付を特定出来たのである。我々はそれからこの用水路が凡そ紀元前 5 世紀に建設された事を知ったの

であった。

同様に我々は後に建設された排水溝の上に別の刻文を見つけた。それから我々は灌漑網が既に紀元後 1 世紀には完成していたことを知ったのである。

この最後の日付は、カタバーン王国が紀元前 35 年後にタムナハ（首都タムナウ）が破壊されるという事態が終っていたいもかかわらず、ワーディー・バイハーンにおける灌漑造成が、カタバーン王朝の人々を継いだ支配者達を通じて再開されていた筈である、ということを示している。

恐らく彼等は「ハドラマウト、サバア、ズーライダーン」国の統治者達であろう。そして水路のその素晴らしいシステムは、アラビア半島南部における王朝の最後のものが崩壊するまで、正しく機能していたと思われる。そしてその（崩壊）時に、この巨大なプロジェクトの痕跡が消滅したのであろう。

(P.178)個々の事に則れば、カタバーン王朝の人々が建てた灌漑システムの痕跡と発見された金貨や金の彫像、そして彼等が制定し律法化した規則や法律は、彼等が文明性や文化や繁栄において十分な嚆矢を放ったことを証明したのである。

タムナウの町で発見された貴重な諸物全ての中にはブロンズでできた 2 つのライオンの彫像がある。(注：41) 大地の自然現象がその 2 つに影響を与えて、その色が深緑色に変わってしまった。そしてその 1 つに跨る者がいて、あたかも太った子供の様に見える。その片手には槍を持ち、も一方の手には、ライオンの首に巻き付いている首枷で終わっている分解してしまった鎖がある。分解してしまった鎖は、かつては連結されていた感じを受ける。

一方別のライオンはその乗り手が失われている。御者以外のものは残っている。しかしながら彼が跨っていた場所は、かつてそうであった様に残っている。証拠を提示すると、ある人物がそのライオンの上にいる。そして既にこの 2 つの彫像が刻文がされた台座にあったことは明白である。そして以前述べた様に 2 つのライオンはカタバーン王、シャハルヤジュール・ヤハルジャブ・ブン・ハウフ・ヤハヌアムの時代に遡る。

(注：41)：「イエメン史詳細」第 2 巻 P.227

カタバーン王朝の遺跡で発見されたもの全てにおいて、(注：42) 芸術的観点から非常に考古学的価値を持つ諸物の中には、白い大理石ででき、彫刻が施された少女の頭がある。彼女は頭の後ろにカールしたお下げの形で髪の毛を垂らしている。そして彼女の両耳にはアクセサリーがはめられるために、穴が開けられていた。そして彼女の首は首飾りで飾られており、彼女の両目は青い瑠璃色の石で作られて、技巧と芸術を示す熟練度と嗜好をもって彫像が彫られている。

た事が見て取れる。

同様に腐蝕した衣服や木製の残り、そして金製の幾つかのアクセサリも発見されている。

(注：42)：「イエメン史詳細」第2巻 P.230、「バルキースの宝物」 P.129

### カタバーン王朝の行政システム

この章の最初において、我々はカタバーン王朝の統治者達が彼等の時代の当初において、自らの事を宗教的尊称としてムカッラブと称していた、と言う事を我々は知った。これはサバア王朝の統治者達も彼等の時代の当初において、自らの事を宗教的尊称としてその名で称していた。この単語を翻訳すると「近き者」となる。即ちムカッラブ王は神から近き者であり、神と人々との間を仲介する者である。そしてムカッラブの権力が拡張し、神殿の領域を越えた時に、それは最早宗教的統治であるのみならず、神殿の外へ統治が及んで行ったのである。そしてそれは時代的統治ともなり、「王」と言う尊称で自らを称する様になった。そしてこの事から、諸王の階層はムカッラブの階層よりも後発している様になったのである。

カタバーン王朝のムカッラブ達の時代において、書体は渦巻き状で形作られていた。即ちそれは、最初の行においては、今日のアラビア語の様に右から左へと始まり、そして2行目においては、ラテン語の様に左から右へと始まるのである。

一方後期カタバーン王朝の諸王の時代においては、右から左へとのみ始まっている。そして最初の規則は雄牛の（畑での耕作の）周回を象徴している。この事は我々に彼等の元における農業の重要性を示す例証を与えてくれる。そしてこの事は、彼等の作品や彫像の多くにおいて、それへの彼等の象徴の多くとして採用するようにさえなるのである。

カタバーン王朝の体制は、父から子へと移行される相続支配体制であった。そしてある状況下では子供達の存在にもかかわらず、兄弟への移行であったかもしれない。

カタバーン王国は「ハダル」から構成されていた。彼等は都市や村落の住人達であった。そして彼等の都市や村落に系譜を持つ者達であった。そして氏族即ち部族の出自であった。そして都市や村落、部族の如き社会は「集いの館」を有しており、和平や戦争に関してそこで諮問や諸事を行うために集まった。そしてこれらの集会は和平や戦争における重大事項に関しての諮問や意見を提言することで王を支援した。同様に人々の間の裁定や諍いや紛争における引き離し等の一般的な諸問題には触れない別の問題に関して裁決を下していた。

そしてこの集会は「ミズワード」と呼ばれ、都市の代表や部族、氏族の首長から構成されている「民衆会議」とは違うものである。(注：43) それは法律の提案したり(P.180)規則の草案を設定したりするものであった。(これは)現代においてそれがどの様な種類のものであれ、王の名前もしくは国家の名前で機能する様に、国王に対してそれへの合意や署名の為に提示し、そして意思表示や王令と言う形で人々に公布する為であった。

(注：43)：「イエメン史詳細」第2巻 P.192

カタバーン王朝の習慣(注：44)は、今日における近代国家が、彼(首長)の名前もしくは命令で法律が發布される国家の首長の名前もしくは首相や大臣そして専門分野の者達の名前が述べられる事を行っている様に、法律や命令の發布の際に、ミズワードのメンバーや首長達、そして高官達の名前が述べられると言う定めがあった。

(注：44)：「イエメン史詳細」第2巻 P.192

そしてその事は前述の者達はその法律に対して同意している事を表明する為であり、そして王の名前もしくは首長の名前と共に彼等の名前を広めることによって、法律的な形式を獲得する事を示す為であった。同様にカタバーン王朝は徴税と税金に関する特別なシステムを構築していた。そして国家は自らに対して商売を禁じていた。つまり自らの手中に輸出入の諸事を設定した。そして国家と人々の間で、それから人々の間でもお互いの関係を組織化した。そして国家と人々の財産の平等な安全を保障する詳細な教書を設定した。

そして(国家は)幾人かの商人達に対して、特にカタバーン王朝の外部から来る商人達に対して、国内外の商取引の輸出入の中心であったと思われる「シャンマル」行政区で商取引の交流をすることを定めた。そしてまた個々の商人に対して、彼の政府の金庫に彼の商取引のための保証金を置く様に定めた。(この事は)個々の政府がこの取引から生じた税金を他の国家へと支払うこと、そして両者の会計を均等にすることを遂行する為であった。

このテーマに関するテキスト(注：45)、それはシャハル・ヒラール・ブン・ヤドウ・アブと言うカタバーン王に遡るものであるが、その翻訳に次の様に記載されていた。

(注：45)：「イエメン史詳細」第7巻 P.231

「タムナウで商行為を行うものは誰であれ、「手付金」をタムナウに提供しな

なければならない。(P.181)そして「シャムル」に滞在し、そして彼の商取引の拠点にカタバーン王朝を優先しなければならない。そして取引の為に国内を歩き回る事を望む者は誰でも、シャムルで買い付けを行わなければならない。

また同様に本文には今日に至るまでの専門的な文章や商業的意味を持った単語が記載されている。例えば「ヤシュト」であるがこれは商取引するという動詞である。しかしながらこの単語は今日では「ヤシュタート」即ち商取引をすることを指しているが、特に穀物を買う時に使われる。そして「ユウリブ」とは手付金を提出するということである。

そして既にカタバーン王は彼のこの商業法やその他のものを、タムナウの町の中心地に石碑の上に記録した。(注：46)そしてこの石碑は4面を刻文が被い今でも立ち続けている。しかしながらその内2面は殆どそこにある刻文が消えてしまっている。そして既にペストンが近年、上述の刻文に関しての新しい研究を行った。それは刻文の幾つかの部分の再構築と12に及ぶ段落や項目への再分割を必要としていた。そしてそれらは2つの規則を巡るものであった。

(注：46)：「古代イエメン史」P.44では、バファキーヒ（が述べている）。

第1に、シャムルと呼ばれる場所に商業を集中し、その制限がなされること。売買行為は夜に成されること。それら全ては商取引に課された直接、間接税の徴税を保障する為である。

第2の規則は、元来のカタバーン王朝の人々からなる商人達が、彼等以外のものよりも優先権があり、カタバーン王朝の人々以外に対して付加税を課す事であった。ニコルソン・ロード・カナキス博士が述べている様に(注：47)「研究者グラッツェル1606号の刻文はカタバーン王朝時代へと遡る。そしてこの刻文はその国での律法や行政に関しての幾つかの情報を提供してくれる」

それに付け加えて彼は次の様に述べている。「我々が前もって提示しなければならない真実、それはその国が国民を議員として代表する諸議会から構成されたシステムを知っていたことである」。前述した諸々の律法組織において様々な部族を代表する部族会議について彼は言及し、そして国の行政機関もその手中にあったと述べている。

(注：47)「古代アラブの歴史」書における結び「南アラビア諸国における一般的な生活」と題される章P.132

(P.182)そして恐らく部族的な統合体が1年に2回、国の首都で会合を開いていたのであろう。そして肥沃な大地の所有者達、そしてそれに加盟する諸部族や農地や牧草地の住人達の代表者達がいたのであろう。そしてそれを代表したのは支配層、つまり特権階層(ムサウワド)であり、そして「タブン」と呼ばれる土地所有者の中に数多くいたのであった。

そして次の事が述べられていた。即ち諮問会議は諸部族全体から構成されていた。そして奴隷「アドーム」と呼ばれ土地で働いていた者達以外、それ（会議に参加することを）禁じられることはなかった。そしてまた諮問は通常提案されたテーマに対しての合意で終了した。それから採択された決議は通常諸部族に伝えられた。同様にそれらの決議は、特に土地の貸借や私有そして税金の支払いについてのルールは、法律の発布が続く様に求めている。そしてこの農地法は後になって国家のシステムが構築される基盤となった。

一方諸部族の別の会合に関しては、その目的はこれらの法律に合意する事であった。

ニコラス・ロード・カナキス博士付け加えて言った。（注：48）「この立法システムに付け加えて別の行政システムもあった。それは土地の運用と貸与そして個々の状況や諸状況の集合体の元での必要な条件を調整するものであった。そして全ての決定は所有を望む事に対しての返答として、また特別な指針と合致して発布された」。

（注：48）「古代アラブの歴史」 P.134

部族の代表者達の会合は国王令が決定していた。従って「国家の諮問会議」と言う言葉がこの諮問会議に冠されることは正しいであろう。それは国王、彼は冒頭で言及され、そして諮問会議に参加する。そして土地所有者の貴族達（ムサウワド）そして2つの別のグループから構成される。最後のグループは土地所有者達もしくは官吏達を代表していたのかもしれない。

この諮問会議は国王の名前で法律を発布する権利を有していた。それは国王がその発布に際して参加して発布されたものや、部族的会合（諸部族会議）が発布する法律でも同様であった。

そして彼（ニコラス・ロード・カナキス博士）は言った。「つまりこれは国の統治者が課した公式文書の類のものである。（それは）国家の覇権において権利を有していた国家の諮問会議(P.183)を通じたもので、諸部族の代表者達が開催している会議とは違ったものであった」。

彼が注目した事は、諸部族の会議や国家の諮問会議から、国王の名前で出される法律の発布は、国王と国民の間の絆を強化する諸要因のうちの一つの要因であった。

同様に彼が注目した事は、国家の諮問会議はその権利の中に、法律の発布に加えて、古い法律の利用とその考慮そしてその採用の秩序化があった。そしてそれを国王の名前で公表した。諮問会議は部族会議の座も占めていた。そして国土における法律の適用とその定着を監視していた。また同様にその権利の中

には、裁定を下されていた者への赦免があった。そしてこの赦免は全面的でもあり部分的なものでもあった。

そしてこれによって我々は、国王と大土地所有者、そして彼等の代表者達を通じた土地所有者達と官吏達から構成されている諮問会議は、国家における重要な役割を有していた。寧ろそれは国家の覇権者であった。そしてそれは委任権や広範囲な役割を享受していた。

しばしば国王の役割は、それは方向を示す者の役割を伴っていた。彼は殆どの場合、諮問会議が定めたものに対する合意以外の権限を持たなかった。そして議会から出された法律の発布においては、公式文書の或る種のものや国王と臣民の絆を強める諸要件の或る種の要因においてのみ、国王の名前に言及した。

(この臣民は) 諮問会議と部族会議が代表したものであり、部族会議は特に土地や農業の関連する事柄に関してのものであり、またそれに関しての法律を発布するものであった。そして国の対外政策や全ての律法議会に対して、その検討やそれに関しての必要な決定を採択することに参加する様に定められた事柄の中で、それ(対外政策)以外のものに関連している諸事に参加するのであった。

そしてこの事は、我々が立脚している観点であるグラッツェルの公文書に依拠してニコラス博士が指摘した事(注: 49)であるが、部族会議は政治的情勢において次に関連する諸理由が生じたときに、集会を持ったことが明らかであった。(それらは) 国の対外政策もしくは国家の経済システムに対する包括的な変革を導入する要求を具体化する事であった。

(注: 49) 「古代アラブの歴史」 P.135

まさにそれは(P.184)部族会議の諸決議の遂行を急ぐ事を保証する為であった。つまり部族会議の会合の閉会よってのみ、法律の制定がなされるか、もしくはその実行が他の組織に委ねられるのである。そしてそのメンバーは前述の組織より数としては少ないが(草案形成や施行における彼等の権限は勿論より大きいものであった)

それからニコラス・ロード・カナキスはそれらの組織について彼が言及した事を次の言葉で要約している。(注: 50)

「この様に我々は「玉座」が「意見」であり、「国家の会議」が「諮問会議」そして「部族会議」であることが分かった。そして彼等全員で政府を形成した。」

(注: 50) 「古代アラブの歴史」 P.136

そして言葉を付け加えて「そして我々の元にある公文書から、律法や他方、行政、3番目として司法に関する特別な独立した組織は存在していなかったこと



が我々には明らかになった」。

この事は、南アラビアの諸国家における一般の状況と言う章においてカタバーン王朝の諸制度や法律の多くを我々は知ることになるであろう。そして「イスラーム教以前のイエメン史」に関するこの章の最後にやって来るであろう

(イエメン古代史 P/184 まで) 2018/1/5 完

